【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2020年6月26日

【会社名】 パーソルホールディングス株式会社

【英訳名】 PERSOL HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】代表取締役社長CEO水田 正道【本店の所在の場所】東京都渋谷区代々木二丁目1番1号

【電話番号】 03(3375)2220(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 関 喜代司

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号

【電話番号】 03(3375)2220(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 関 喜代司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2020年6月24日開催の当社第12回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2020年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金15円

第2号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

監査等委員でない取締役として、水田正道、和田孝雄、高橋広敏、玉越良介、西口尚宏及び山内雅喜 の6氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、榎本知佐及び友田和彦の両氏を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、塚本英巨氏を選任する。

第5号議案 監査等委員でない社外取締役の報酬額改定の件

監査等委員でない取締役の報酬額について、その総額は、引き続き年額500百万円以内とし、監査等委員でない社外取締役の報酬額のみを年額60百万円以内に改定する。

第6号議案 監査等委員でない社外取締役に対する株式報酬の額及び内容決定の件

監査等委員でない社外取締役を対象として株式報酬制度に係る報酬の額を新たに設定する。

第7号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬の額及び内容決定の件

監査等委員である取締役を対象として株式報酬制度に係る報酬の額を新たに設定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案				(注)1	(注)2
	2,067,433	2,239	1		可決 (99.88%)
第2号議案				(注)1	(注)2
水田 正道	2,049,461	20,181	30		可決(99.02%)
和田 孝雄	2,042,071	27,600	1		可決(98.66%)
高橋 広敏	2,040,993	28,678	1		可決 (98.61%)
玉越 良介	1,934,962	134,707	1		可決 (93.48%)
西口尚宏	2,058,851	10,821	1		可決(99,47%)
山内雅喜	2,068,809	863	1		可決(99.95%)
第3号議案				(注)1	(注)2
榎本 知佐	1,865,918	203,747	1		可決(90.15%)
友田 和彦	2,065,346	4,326	1		可決(99.78%)
第4号議案				(注)1	(注)2
塚本 英巨	2,066,013	3,659	1		可決(99.82%)
第5号議案				(注)1	(注)2
	2,064,544	2,852	2,277		可決 (99.75%)
第6号議案				(注)1	(注)2
	1,803,488	266,184	1		可決(87.13%)
第7号議案				(注)1	(注)2
	1,705,049	364,623	1		可決 (82.38%)

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案、第5号議案、第6号議案及び第7号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議 決権の過半数の賛成による。

第2号議案、第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。